

# 厚生常任委員会

平成26年6月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	宮崎 和彦
小林 誠	中川 靖広	坂口 徹
中西 議長		

## 2. 欠席委員

紀 良治

## 3. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
福 祉 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	中原 潤
同 課 長 補 佐	安藤 容子	国 保 医 療 課 長	山崎 善之
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	健 康 対 策 課 長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	北 典子	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	福田 善行	住 民 課 長	岡村ひとみ
同 課 長 補 佐	鎌田 裕之		

## 4. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

## 5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、中川委員

委員長

皆さんおはようございます。

定刻になりましたので、ただいまより厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。なお、紀議員から欠席の通告を受けております。ご了解ください。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小林委員、中川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案について議題といたします。（1）議案第19号 斑鳩町精神障害者医療費助成条例についてを議題といたします。

なお、各課報告事項の（1）斑鳩町精神障害者医療費助成条例施行規則がございます。これにつきましては、本条例と関連するものであるということがございますので、合わせて説明を受けることといたします。

それでは、理事者の説明を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療  
課長

それでは、議案第19号 斑鳩町精神障害者医療費助成条例についてご説明申しあげます。

まず初めに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療  
課長

本条例は、本年10月1日より施行となります、県事業の精神障害者医療費助成事業が拡充されることに伴い、本町においても助成制度を拡

充させるために条例を制定しようというものでございます。

最初に、事業の内容についてご説明申し上げます。資料1の表1をご覧ください。左側が現行の制度で、対象者は自立支援医療受給者で、対象となる受診の範囲は精神の通院のみとなっており、入院は助成対象外となっておりました。しかし、本年10月の診療・入院分より、右側の表で記載しておりますように、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者については、全診療科の入院・通院が対象となります。

一方、自立支援医療受給者や精神障害者保健福祉手帳3級と判定された人は、従来どおり精神の通院のみが対象となっております。したがって、対象となる人におきましては、まず、精神障害者保健福祉手帳を取得していただく必要がございます。

また、所得制限については、表2で整理しておりますように、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者及び自立支援医療受給者等について旧国民年金法施行令に定める老齢福祉年金の支給の制限額を超えないこととなっております。

さらに、助成金の支給方法についても通常償還方式から自動償還方式への移行を行う予定で、現在、県において医師会、国保連等の関係機関と協議が進められているところでございます。また、県下の各市町村の本事業への取り組み状況でございますが、市においては10月1日からの実施は困難な状況であり、条例等の整備においても9月議会に上程予定の町村が多いとの情報を得ているところでございます。

以上が拡充される制度の内容でございます。

なお、住民皆さまへの周知は、8月あるいは9月の広報にて周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、斑鳩町精神障害者医療費助成条例についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、条例要旨をご覧ください。

まず、第2条関係の助成対象者でございます。助成対象者は、斑鳩町に住所を有し、国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者及び社会保険各法による被保険者で、1級または2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者または精神通院医療の公費負担を受けている者と

規定をいたしております。

次に、第3条関係の所得制限でございます。本人及び扶養義務者の所得額が制限額を上回る場合は助成しないと規定しております。

次に、第4条関係の助成の範囲でございます。精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている者は、全ての入院及び通院に係る医療費、それ以外の者は、精神通院の医療費に助成する規定といたしております。

次に、第6条から第9条関係につきましては、届出の義務、損害賠償との調整及び助成金の返還等について規定をいたしております。

最後に、本条例の施行期日でございますが、平成26年10月1日でございます。

以上が、精神障害者医療費の助成事業の拡充内容及び同事業の実施に伴います条例の内容でございます。

失礼しました。第2条関係の中で、対象となる者の中で、被扶養者が抜けておりましたので、追加させていただきます。

引き続き、斑鳩町精神障害者医療費助成条例施行規則についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが資料3をご覧くださいませでしょうか。

本規則は、先にご説明申し上げました斑鳩町精神障害者医療費助成条例の施行に関し必要となる事項を定めております。

資料の最終ページをお開き願いますでしょうか。施行規則の要旨に基づきご説明申し上げます。

まず、第3条の証明書の交付申請においては、証明書の交付を受けようとする者は、申請書に精神障害者保健福祉手帳、前年又は前前年の所得を明らかにする書類及び加入する医療保険の被保険者証等を添えて申請しなければならないと規定をいたしております。

次に、第4条の証明書の交付では、条例に定める要件に該当すると認める場合は、受給資格者証を交付し、要件に該当しない場合は、申請却下通知書を交付することにしております。

また、第5条から第8条におきましては、助成金の支給方法、資格証

の更新、再発効及び届出に必要な事項等についてそれぞれ規定しております。

施行日は平成26年10月1日でございます。以上でございます。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたしたいと思いません。 辻委員。

辻委員 今説明の中で、市は9月議会ということで言われてます。これ県下統一やから、大体6月議会で普通はされると思うが、斑鳩町はすぐされるのは結構ですけども、県下の状況で、今、6月議会で上程されるのは、多分斑鳩ともう1町村だと聞いてますけども、その辺の情報。

委員長 小城町長。

町長 市長会としても10月は無理という判断されまして、各市がそういうことで、統一しようということになっていきます。町村はこの間の役員会では、これはおのおのに任すということですから、その中でも斑鳩町は10月から施行させていただくということを申しあげたら、上牧町あたりはとても無理だということでしたから、大体無理なところは無理だと思います。これは1月20何日ぐらいにですね、県がやると、そこで市長会なり町村会もそんな年度始まる26年度の前にね、そんなこと言われたら、我々市町村はそれに対応できませんよと、でもまあ27年度の4月からやるんだったら別ですよと、そやけど26年の10月からって県は言いますから、そんなこと考えたら、6月議会で、これ職員も精一杯私はやっていると思います。だからそのような関係でですね、残業も多いからということ言われますけども、そりゃそうせざるを得ないんです。やっぱり10月にやっていかんと、何言われたかて、我々としたら職員も努力しながら、斑鳩町としては10月1日からやろうということ決めてますんで、そういう点では他の町村では今、辻委員のおっしゃるように1町ぐらいはされるかもわかりませんが、なかなか

か6月議会も今やってはる、大体開会して2日ほどで閉会というのは多いですから、そういう状況を見たら精神障害の関係等については、なかなかできないと思っております。

辻委員 いろいろ努力してもうて、県下でも率先してもらってというのは大変ありがたいし、町長も障害者福祉とかいろいろ力入れてもらって、感謝させていただいております。

それともう1点、自動償還払いで努力するというような感じですけども、10月施行でこれは、なるかならへんか別として、一応そういうふうになる見込みやということで考えてええのか、なるということで考えたらいいか、その辺のこと。

国保医療課長 県の説明では10月に間に合わせるということ、返事いただいておりますので、問題はないというふうに考えております。

辻委員 その辺の手続き、その辺の対象者の周知の仕方、またよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長 ほかに、委員皆さまのほうで何か質疑ございますでしょうか。  
中川委員。

中川委員 対象者になられる方って何名ぐらいおられるんでしょうか。

国保医療課長 145名分を見込んでおります。

委員長 ほかに、委員皆さんのほうで何かございますでしょうか。  
よろしいですか。

( な し )

委員長

これにつきましては、非常に町も努力をしていただきまして、私の情報では斑鳩町と山添村だけがこの6月議会に提出し、こういう条例制定していくと、10月に間に合わせると、それは住民さんにとっては、県が10月から助成しようとしているのに間に合わせるといふ、この町の姿勢については非常に高く評価をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第19号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、付託議案の2点目、陳情第3号 子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充し窓口無料とすることを県に求める意見書提出の要望についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。

寺田議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、陳情第3号 子どもの医療費助成制度を通院も中学卒業まで拡充し窓口無料とすることを県に求める意見書提出の要望について、ご説明をさせていただきます。

まず、陳情文書表を朗読させていただきます。

( 陳情文書表朗読 )

議会事務  
局長

2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては、省略をさせていただきます。

陳情の趣旨は、要望項目として書かれておりますように、子ども医療費助成を通院も中学卒業まで助成を拡大すること。そして2点目は、窓

口無料の制度とすること。そして3点目は、医療費助成制度を国の制度とすることを県に求める意見書の提出を要望されているものでございます。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、委員皆さんのご意見や質疑などがございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員 この陳情書の内容に対して、12月か3月議会で一般質問もあったと思いますけども、その中で、これは県に要望ということでもありますけども、窓口無料っていう制度を利用した場合、町が300万ちょっとペナルティかかると、そして県が全体として3億程度かかると答弁されてますけども、その辺の関連を含めながら、その意見書に要望に対して町の考え方っていうのを言ってもらえると、その辺。

委員長 山崎国保医療課長。

国保医療課長 委員おっしゃいますように、ペナルティを課されるということでございます。この分を県が責任を持って補填していただくということであるのなら、それはそれで問題はないということでございます。

辻委員 県が被ってくれるということであれば、県が全町をしようと思ったら、3億程度かかるということで答弁されているのかな、答弁されているようですけども、県の負担も、負担されることで町村にしわ寄せがくるような気がしますけど、またそれはそれで3点目で、この内容もいろいろ精査せないかんとおもいますが、国がペナルティなくすというような要望もしていくべきではないかという考えは持っていますけども、皆さんの意見を聞きながら委員会としてまとめてもらうほうがいいのかなというような、このままではちょっと町村にペナルティかかるような感じもしますので、その辺も含めてちょっといろいろ協議をしていただきました。



いと思います。

委員長 ほかにも、委員皆さんのほうで質疑なりご意見なりあったらお受けいたしますが。あくまでも県に対して要望するということですが。

小林委員。

小林委員 私も辻委員がおっしゃったようにですね、県が国に対して国がやっぱり統一的な医療制度にするべきかなと思いますので、意見書を提出することに対しては反対はいたしません。

町のほうにちょっとお聞きしたいのはですね、一般的にですね、こういう現物給付になるとですね、どうしてもコンビニ受診というふうに象徴されるようなモラルハザードが起こってしまうという懸念がある、そういうふうに、この前の一般質問でも国が心配しているから、なかなかそういうふうな制度にはならないというふうに答弁されていましたが、斑鳩町のほうで無料化されたときにですね、そういう啓発活動的なチラシとか、注意喚起っていうのをさせていただいたのかなという確認とですね、そういうことも定期的に斑鳩町としてやっぱりコンビニ受診みたいな感じはやめてくださいね、自分たちの保険料にもかかってきますみたいな感じで注意喚起してるのか、町のほうの答弁をいただきたいと思います。

委員長 受診抑制するようなね、形で町も言いにくいし、でもまあその辺はどういうふうに考えておられるかっていうことについては、どうしょうか、課長、いける。 山崎国保医療課長。

国保医療課長 大した病気でもないのに頻繁に病院に行かれるということにつきましては、国保全体の医療費の高騰を招いておりますので、これはこれで機会あるごとに広報なり注意喚起を、啓発を行っておると。今後もまたそういう形で医療費抑制に対して啓発活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

小林委員　　なかなかどこまでね、啓発していくのかは本当に難しいところだなとは思いますが、やっぱり窓口が無料化になったらやっぱり行きやすい方は特に行かれるようになるかもしれません。そうなってきまして、医療サービスの窓口、ちょっと質問変わるんですけどもね、医療窓口のサービスがですね、無料化になってくると、なかなか行きにくい人たちっていうのが現れるのかな、やっぱり仕事の関係もあるでしょうし、もしかしたら育児放棄っていうネグレクト関係もあるかもしれませんが、先進事例としてそういう病院にかかる、医療へのアクセスの公平化っていう何か先進的な事例ってあるんですかね。ちょっと教えていただきたいなって、ふとこれに関して思ったんですけども。

委員長　　小城町長。

町長　　現状はやっぱり赤ちゃんが産まれて、そういう点についてはちょっと何かあったら病院に行かれます。これは当然のことです。親にとったら不安ですから。けどそういうことが医療費抑制っていう問題がどうなっていくのかと。そんなん抑制できません。現実には恐らく医療費は40兆円超えてきます。今後明らかにそうなります。もうそれだけ医療関係等が、今後の対応するとか言ってますけども、やっぱりそういう点では今、赤ちゃんが産まれてきて、そういう方々がちょっとでもあったらすぐ病院へ行かれるということで、それは私はええと思います。そういう努力はしていかなかったらいかん。ただ、我々の年代になってきますと、しんどくてももうそんなん行かんとくと言うたらもうそれまで、検診は受けないと言うたらもう検診は受けないということですけども、やっぱり病気になったらもう必ず一病息災ですから、必ず医者へ通っていくというのも現状ですから、やっぱり小林委員もおっしゃるように、抑制はこれは私はなかなか難しいんです。

当然医者も、開業している医者もふえてくるわけですから、だからいかに医者も、お客さんは来てもわんといかんですから、一番いい例がイ

ンフルエンザでもそうでしょ。開業してるところへ行ったら、3,500円か3,000円ぐらいですよ。けど広域でやったら4,500円取るわけですよ。そういうことになってくるわけです。そういうところが、やっぱり1つでも商売して1人でも多くのインフルエンザを打ちたいというのが医者立場ですわね。それはもう当然のことだと思います。やっぱりそういうことも踏まえて、病院でも建てる場合でも、一次診療、二次診療、三次診療とこうなっていくわけですから。だから三室病院は三次診療ですから、それで結局もう朝から開業で行かれる人だったら、開業の医者は1次診療の人は怒らるわけですから。

そういうところも踏まえていろいろとこういう問題はなかなか簡単に、まあ言うたらいける問題やないと思います。やっぱりしんどなったら子どもさんは医者にかかる。だから今、斑鳩町でも中学までの診療のあれ、今、9千万から1億になっていくと思います。恐らくもう1億出ると思います。それぐらいのペースで、できるだけ今は、中学校までは子どもさんは病院にかかるかそういうことが少ないということで、いろいろとまあこういう施策をしてきたわけですが、最近はどうもいろいろな悩みがあったりいろいろなことで医者にかかるリスクが多いと思います。そういう点ではどういう判断をしたらいいのか、そこら難しいところだと思います。

委員長

ほかに委員皆さんのほうで、何か質疑、ご意見ございますか。

( な し )

委員長

そうしたら、この意見書につきましては、ちょっと取りまとめをしたいと思いますので、暫時休憩とさせていただきます。

( 午前 9時25分 休憩 )

( 午前 9時40分 再開 )

委員長

それでは、再開いたします。

取りまとめができましたので、お諮りをさせていただきたいと思えます。

休憩中に文案もお配りをさせていただきました。この文案どおり、本陳情につきましては、当委員会として採択をし、お配りをさせていただきました意見書を提出をするということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

そうしましたら、異議なしと認めます。

よって、陳情第3号につきましては、当委員会として満場一致で採択すべきものと決しました。

この陳情第3号は採択いたしましたので、最終日に委員会発議として意見書を県に提出したいというふうに、追加であげさせていただくようにさせていただきますので、その発議をすることにはご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、当委員会の発議をもって意見書を県のほうへ提出をさせていただきます。

それでは、続きまして、2つ目の継続審査について議題といたします。

その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、平成25年度のごみ・資源物の処理状況等

がまとまりましたので、そのご報告と、先般、5月31日に開催をいたしましたいかるがの里クリーンキャンペーンの開催状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、平成25年度のごみ・資源物の処理状況につきまして、資料2に基づきまして、ご報告をさせていただきます。

資料2の1ページ、ごみ排出量の種類別・月別比較の家庭系廃棄物につきまして、3段目に記載をしております粗大ごみにつきましては、排出量が91.12tと、平成24年度と比較をいたしまして、量にして約20t、27%の増加となっておりますが、それ以外の可燃ごみ、不燃ごみ、有害・危険なごみにつきましては、いずれも平成24年度と比較をいたしまして、減少しているところであります。

本年4月から消費税が増税されましたが、それを見越し、早目に大型家具などを買い替えられた方が多かったことが、粗大ごみの排出量に少なからず影響を与えたのではないかと思慮しているところであります。

家庭系廃棄物の総量といたしましては、約3,400tと平成24年度と比較をいたしまして、量にして約160t、4%減少をしております。

次に、2ページ、家庭系の資源物の排出量であります。

1段目のビン類・缶類、3段目のその他プラスチック類、4段目の食品トレイにつきましては、それぞれ平成24年度から微減となっているところであります。

一方、2段目のペットボトルは平成24年度と比較をいたしまして微増。そして、5段目の生ごみ、6段目の枝葉・草類は、平成24年度から大きく増加をしております。

特に生ごみにつきましては、平成24年度末時点で、モデル地区29自治会、2,658世帯にモデル家庭を198世帯加えました2,856世帯でありましたが、平成25年度末では、モデル地区で9自治会増加の38自治会、3,386世帯にモデル家庭264世帯を加えました3,650世帯、町内全世帯の約33%での生ごみの分別収集の取り組みにまで増加をしております。

なお、今年度、平成26年度では、5,000世帯以上での生ごみ分別の実施を目標に、現在、まだ実施をいただいている自治会に対しまして、モデル事業参画のご依頼をさせていただいているところであります。

このように、生ごみや枝葉・草類の増加もございまして、家庭系資源物につきましては、約1,540tで、平成24年度と比較をいたしまして、量にして約90t、6%の増加となっておりますが、先ほど説明をさせていただきました廃棄物を合わせました家庭系の全体では、約4,940tの排出量で、平成24年度と比較をいたしまして、量にして約60tの微減となっているところであります。

次に、3ページ、事業系一般廃棄物につきましては、総量で約1,270tの搬入量で、平成24年度と比較をいたしまして、量にして約40t、3%の減少となっているところであります。

また、4ページの公共施設では、総量で前年度とほぼ同量の約200tの搬入量で、家庭系、事業系、公共施設を合わせました総量では、約6,410tの排出で、平成24年度と比較をいたしまして、量にいたしまして約110t、2%の減少となったところで、平成25年度におきましても、依然、減少傾向が続いている結果となりました。

また、5ページでは、ごみ処理有料化前の平成11年度から排出量がどのような推移になっているのかをお示しをいたしました排出量の比較表、また6ページでは、斑鳩町の状況が奈良県や国と比べてどうなっているのかを比較をしておりますので、後ほどご確認をいただければというふうに思いますが、総括的には、当町は奈良県や国の平均よりも住民1人1日あたりのごみ排出量は格段に少なく、逆に資源化率は、奈良県や国の平均よりも大幅に高い水準になっているところであります。

特に、平成25年度の資源化率につきましては、奈良県の平野部では、初めて50%を超えまして、住民や事業者の方が排出されたごみのうち、半分は焼却したり、埋め立てたりせず、資源として再生利用しているところで、当町は、ごみの発生量が少なく、発生しても単に燃やしたり、埋め立てたりして処分する量が少ないということで、当町のごみ処理方

針でもあります「ごみを燃やさない、埋め立てないまち」の実現に、平成25年度におきましても、一歩前進したものと分析をしているところであります。

平成26年度におきましても、引き続き、生ごみ分別収集モデル世帯の拡充を図るとともに、7月より小型家電の資源化処理を開始するなど、さらに脱焼却・脱埋立ての実現に努めてまいりたいと考えておりまして、当委員会にもその状況などを逐一、ご報告申しあげてまいります。

次に、去る5月31日に開催をいたしましたいかるがの里クリーンキャンペーンの参加者等につきまして、ご報告をさせていただきます。

当日の参加者数につきましては、この日に合わせまして地域の清掃活動をされた自治会等も多くございまして、そういった自治会等から報告いただきました参加者の方も含めまして、約3,100人の方が5月31日に清掃活動を行っていただいたところであります。

当日回収されましたごみは、可燃系で220kg、不燃系で740kg、草類で90kgと、合わせまして1,050kgとなっているところであります。ちなみに、昨年度、平成25年度は、参加者が約2,700人で、回収したごみの量が970kgでありましたので、参加者の増加に比例をいたしまして、回収されたごみの量も若干増加したところであります。

あらかじめ決められたコースを清掃する方法から、居住する地域を中心に、清掃したいところ、清掃する必要があるところを自由に選択していただく方法に変更し6回目の開催となりました。ますます地域に密着した活動になってきたのではないかと考えているところであります。

また、クリーンキャンペーン終了後、役場、東側駐車場で開催をいたしましたごみ減量フェアにも、半日ではありますけれども、ごみ分別、ごみ減量の必要性を考えていただくいい機会になったのではないかと考えているところであります。当日、委員の皆さまも早朝からご参加いただきましたことにお礼を申しあげまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です

委員長 はい、ご苦労さまです  
ただいま報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けしたいと思  
います。何かございますでしょうか。 中川委員。

中川委員 生ごみを分別してもらう前は、生ごみも可燃ごみやったと思うねんけ  
ど、結局せやからこの生ごみと可燃を足した分を差し引きすると、23  
年度と比較したら、50 t程減っているだけなんかな。そういう計算し  
たら合うてるのかな。多分3, 200 tと3, 150 tぐらいになって  
きよると思うねんけど。

環境対策 仮に生ごみと枝葉・草類を分別していなかった場合、この2, 900  
課長 tというのは大体3, 300 tぐらいになるという計算になりますので、  
住民の方に分別をしていただいて、その分可燃ごみが減って、資源とし  
て再利用する生ごみ、枝葉がふえているということであります。

委員長 ほかに何かございますでしょうか。ないですか。特にございませんか。

( な し )

委員長 ただいまの報告で、驚きました。資源化率が25年度で50.4%っ  
ていうのは、もう斑鳩町断トツなんですよ。奈良県なんて県では13、  
4%で10年前からいっつも全然そなん進んでないと、県レベルでは  
ね。でも、町ではそういうふうにとんどん資源化に向かって頑張ってい  
ただいているということについては、大変評価もしますし、それに住民  
の皆さんがついてきていただけているということについてね、嬉しい  
と思います。ですから小型家電につきましても、新たにやっていく上で、  
住民皆さまに啓発をして、またできるだけご協力いただけるような取り  
組みをまたさらに進めていっていただいて、この驚異的な資源化率50.  
4というのは、町としては誇らしい数字だなというふうに思います。



では、次に移らせていただきたいと思います、よろしいですね。

( な し )

委員長

それでは、以上で、継続審査については一定の説明を受けて審査をしたということで終わらせていただきます。

続きまして、3つ目の各課報告事項についてを議題といたします。

そのうちのレジメにあります1につきましては、最初に済ませておりますので、2つ目から続けさせていただきます。2点目の子ども・子育て新制度に伴う保育所等の利用手続きの変更についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項の2つ目、子ども・子育て新制度に伴う保育所等の利用手続きの変更につきましてご報告を申しあげます。

保育所等の利用手続きにつきましては、例年8月に町立幼稚園、9月から10月にかけて保育所の入園あるいは入所のお申し込みの受付を行っているところでございます。今回、来年、平成27年4月から子ども・子育て新制度が始まることに伴いまして、これらの手続きが変更となる予定となっております、その変更点等についてご報告を申しあげます。現時点では、正式な関係省令等が出ておりませんので、資料の表題につきましても現時点での案とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、資料4によりご説明いたします。

初めに、1の子ども・子育て支援新制度についてでございます。急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応し、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指して、平成24年8月に、総称して子ども・子育て関連3法とありますが、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備等に関する法律が成立いたしました。これらの法律に基づき、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が全国的

にスタートする予定となっております。

国が掲げております新制度の主なポイントでございます。1つ目といたしまして、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供といたしまして、幼稚園、保育所、小規模保育等の施設を利用する場合に、共通の仕組みで利用するシステムの構築を目指す。2つ目の保育の量的拡大・確保といたしまして、保育所、認定こども園等の整備を進めるとともに、小規模保育や家庭的保育など、多様な保育メニューを充実させて、全国的に待機児童を解消することを目指す。3つ目として、地域の子ども・子育て支援の充実といたしまして、つどいの広場の充実など、地域のニーズに応じた子育て支援を推進することを目指す。以上の3つが国が掲げております新制度の主なポイントとなっております。

本町といたしましても、町が主体となりまして地域の実情に合った子育て支援を実現するため、現在、斑鳩町子ども・子育て支援事業計画の策定作業を進めており、また、制度改正に当たりましては、今後、各市町村でさまざまな条例等の整備をしていく必要がございますことから、その準備作業を進めているところでございます。

次に、2番目の新制度における認定制度についてでございます。子ども・子育て新制度では、保育所や幼稚園等を利用する際の手続きが変わり、幼稚園や保育所等の利用に当たりましては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けていただく必要がございます。

まず、丸の1つ目、支給認定の種類でございます。支給認定は、表にお示ししている3つの区分となっております。1号認定は、満3歳以上の子どもさんで、教育、主に幼稚園を希望される場合となっております。2号認定は、その対象として、満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども、また、3号認定は、満3歳未満で同じく保護者の労働や疾病により、保育を必要とする子どもとなっております。欄外の※印でございますけれども、幼稚園につきましては、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園がございまして、各園の判断でどちらかを選択され、現行制度のまま継続する幼稚園を利用される場合は、支給認定を受ける必要はございません。また、町内や近隣の私立幼

稚園が新制度に移行されるかどうかにつきましては、各園ともまだ意向を示されておらない状況となっております。

それでは、裏面にお移りいただけますでしょうか。次に、②番の保育の必要量に応じた区分についてでございます。先ほどの支給認定区分において、2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに保育標準時間または保育短時間に区分され、また、保育標準時間と保育短時間では、利用できる時間が異なっております。保育標準時間は、フルタイム就労を想定した利用時間で、保育所の開所時間である1日11時間まで、保育短時間は、パートタイム就労を想定した利用時間となっております。また、1日8時間までの利用となっております。また、保育標準時間、保育短時間とも、利用時間を超えた場合は延長保育の扱いとなっております。なお、国の基準では、保育標準時間、保育短時間の保育料に少し差が出るという予定というふうになっております。

次に、③番目の利用手続きの流れでございます。（1）幼稚園を利用する方につきましては、これまでと同様に各幼稚園に直接入園申込をしていただきます。また、入園内定後に、幼稚園を通じて支給認定の申請を斑鳩町、こちらは教育委員会になりますけど、そちらに行ってくださいまして、幼稚園をとおして認定証等を受け取っていただくこととなります。続いて、（2）番、保育所を利用する方でございますけれども、保育所を利用する方は、支給認定の申請と保育所の入所申請を同時に申請していただきます。町、こちらは福祉課でございます。福祉課では、申請を受理した後に認定の手続きを行いまして、認定証、あるいは要件を満たさない場合には認定できなかった旨の書類等を保護者の方に交付をいたします。その後、認定証を発行した保護者の方に対しまして、保育所などの施設の利用調整業務を行ってまいります。この利用調整業務につきましても欄外に※印でお示ししておりますが、新制度では、各市町村において、認定申請書及び保育の必要性を確認する内容に基づいて、利用申請者ごとの優先順位を選考基準により決定することとなっております。この優先順位の順に利用希望施設等への利用決定者の振り分けを行ってまいります。

以上のとおり、支給認定申請書と入園申込書を同時に提出いただくという点が、新たな制度によりまして保育所等の入園申込みにおいて保護者の方にとって大きな変更となる点となっております。

次に、3番目の、今後の広報等の予定でございます。子ども・子育て新制度に伴いまして、支給認定を行うことにつきましては子ども・子育て支援法、こちら第19条でございますけれども、そちらに定められておりますが、申請等の手続きにつきましては、法に定められておりますものの、内閣府令で定める旨というふうになっておりまして、冒頭申しあげましたとおり、現時点まで、この関係の内閣府令は出されていない状況となっております。しかしながら、例年ですと8月には町立幼稚園の入園申込み、9月から10月には保育所の入所申込みの受付を行っておりまして、その案内・周知とともに、新たな新制度に伴って、どのような変更があるのか、その変更点等について住民の皆さまにお知らせすることが望ましいと考えております。このため、本委員会でその内容についてご報告をさせていただいた上で、8月号広報及び10月号広報におきまして、記事を掲載して、住民周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、資料の2枚目でございます。1号・2号・3号認定の区分イメージといたしまして、ただいまご説明させていただきました保育の必要性の認定および1号・2号・3号の認定区分のイメージをお示ししております。ご確認いただければと、このように思います。

その下の、保育の必要性の認定にかかる事由でございます。2号・3号の認定作業におきましては、保育の必要性があるかどうかを、新制度での保育が必要な事由により認定を行う予定となっており、現行の保育に欠ける事由を左側に、右側には、新制度における保育が必要な事由の現段階での国の案をお示ししております。また、現行と新制度で異なる事由には下線を付しておりますので、よろしく願いいたします。現行と新制度の異なる点についてご説明いたします。まず、現行では、保護者以外の同居の親族についても、就労や病気等、保育できない理由が必要でございますが、新制度では、その要件をはずし、同居の親族その他

の者が当該児童を保育することができる場合については、その優先度を調整することが可能とされております。また、①では、現行、「昼間労働することを常態としていること」となっておりますけれども、新制度では、「1月において、48時間から64時間までの範囲内で市町村が定める時間以上労働することを常態としていること」となっております。②番、③番につきましては、表現は異なっておりますけれども、意味は同じでございます。④番につきましては、現行では、「同居の親族を常時介護していること」となっておりますが、新制度では、「同居または長期入院等している親族の介護・看護」となっており、介護のほか、長期入院や慢性疾患の看護も含まれることになっております。⑤番につきましては、表現は異なっておりますけれども、意味は「災害復旧」で同じとなっております。また、⑥番から⑨番でございますけれども、こちらは新制度で新しく設けられた要件となっております。⑥番、求職活動、⑦番、保護者の就学、⑧番、虐待やDVのおそれがあること、⑨番、育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること」となっております。

以上、子ども・子育て新制度に伴う保育所等の利用手続きの変更について、現時点でのご報告とさせていただきますが、申請手続きや保育の必要性の認定に係る事由の変更等につきましては、現在、その案は示されておりますものの、まだ正式に改正はされておられません。町といたしましては、国の規則等が公布されましたら、速やかに町の条例・規則等につきましても、改正を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申しあげます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。 中川委員。

中川委員 優先順位決めていって、最後に1人の枠って言うたらええのかな、が残っていて、2人いて、同じ家庭の状況の人やったらどないするの。1人しか入れへんねんけど、同じ状態の人が2人いてるねん。こんな

優先順位ってつけられるの。

福祉課長 中川委員おっしゃっていただいております状況っていうのは、当然想定されるものではございます。そういった場合には、個々に保護者の方にそういう状況やというようなこともお伝えしながら、ほかの園でもいいですよとなるものなのか、そこらあたりはご相談にはなるとは思いますけれども、個々にちょっと調整をさせていただくということで対応していきたいというふうに思っております。

中川委員 ごめんな、想定ばかりで。もうどちらの保護者の方もあわしかいらんねんと、どっちもそっち行きたいと言わはったらどないするの。

委員長 そういうケースも今までにもあったやろうけど、どない解決してはるかっていうことですね。 本庄福祉課長。

福祉課長 今までの話ですので、今後そういったケースが起きてきたときにどうなるかは、ちょっと不明な点はございますけれども、今までは、先ほど申しあげました保護者の方と十分相談する中で一定ご理解をいただいて、待機ではなくどこかの園に入らせていただいていると、これまでの現状としてはそういう状態となっております。

委員長 池田副町長。

副町長 今までの状況ですけどね、質問者もご存じのように、例えば、園は特定しませんけども、例えばもう当初、10月末締切りであったとしますわね、10月末で締め切った。その時点でもう、例えば一杯一杯やと、それで若干オーバーしているという場合でしたら、今日まででしたら、まあ定員の1.15とか1.2倍まではまあまあとっていかうかということでやっておりましたので。それ以降の申込みについてはもう一杯ですよということで他の園に行っていたというので、今までは1

0月一杯までについてはそういう状態できていたと。それでどうしても、例えばたつた一杯になりましたよと、何歳児。それでその、ついては、今までたつたへ来ておられる人は当然もうたつたへ来ていただきますけれども、例えば新規でたつたという申込みがあるとしますよね、例えば3歳児で、転入してきて。この方についてはもう、そういう状況でしたらあわのほうへ、こういう状況ですのであわへ行ってください、こういうふうになっておりますので。そこらはもう柔軟に対処しておりますので。

中川委員

余計な答弁するさかいに。

それは今の話やん。今度な、ちゃうやん、今度優先順位をつけるってなつたからどう選ぶのっていうことやねやん。

副町長

優先順位つけることになっておりますけども、それはもう、この子育て関連法案でこういう言葉出てきましたけども、今まででも一緒なんです。今まででも一緒の扱いでやっておったわけです。例えば条例でこういう優先順位がありますよ、その中で真に保育に必要な人を優先的にとりなさいよとなっておるんですわ、今まででも。それだけはどうも変わってないんですんで、その点については、お願いしたいと思います。

委員長

よろしいですか。よろしいございますか。

ほかに、委員の皆さんのほうで何か。 小林委員。

小林委員

保育の必要性の認定に係る事由のところですね、旧のほうで昼間に働くことを常態としているっていう文面からですね、新しいほうで、月に48時間から64時間っていうふうに書いておられますけどね、旧の保育の認定のところですね、夜働くとマイナス1点という項目があったと思うんですけども、保護者が申請される書類に。その1文についてはどう変わるんですかね。というのも、夜働くことによって申請書類の中にマイナス1点の項目があるっていうのが、ちょっと僕、理解できなかったんですけどもね、新しい制度によってそれ

がどういふふうになるのかなというのを、ちょっと質問させていただきたいと。

委員長 本庄福祉課長。

福祉課長 新たな制度におきます認定に係る事由でございますけれども、新たな新制度では、昼夜関係なくこの時間内であれば同じ点数になるということで、国のほうからは今現在案として示されております。

小林委員 昼夜関係なくということですので、そのマイナス1点の項目についてはなくなるという理解でいいんですよね。はい、ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。  
ほかに何かございますでしょうか。ないですか。

( な し )

委員長 ちょっと1点だけ私、教えてほしいんですが、この制度で今説明聞いていてどうすんねやろと思ったのは、例えば幼稚園とか保育園とかで幼児教育の対象の年齢になって、まあ3歳、4歳、5歳ですね、これがもう既に行っている状態の中で、次3歳から4歳になるとき、4歳から5歳になるときの年度が変わるときに、これ、毎年この認定みたいなのはせなあかんようになるんでしょうか。でも、今既に行ってはる方もこの新制度に乗って途中からやってもらわなあかんていうのはわかりますが、途中、入ってから後ですね、毎年こんなことをせなあかんのかどうかというのがちょっと気になっていたんですが、どうでしょう。 本庄福祉課長。

福祉課長 新たな制度でございますけれども、今委員長おっしゃられている、ご質問いただきました部分については、正式な内閣府令等はまだ現在出さ



れておりません。ただ、国で協議されている情報、ホームページで公開されておりますけれども、その中では、認定は3年間有効ということで、ただ、現況届という形で所得等の確認は毎年していただくということで、確認をしております。

委員長 わかりました。  
ほかに、よろしいですか。

( な し )

委員長 ないようですので、続いて次に、3番目ですね、子育て支援活動状況及びネグレクト等相談見守り状況について、理事者の報告を求めます。  
本庄福祉課長。

福祉課長 それでは、子育て支援活動状況及びネグレクト等相談見守り状況につきまして、資料5によりご報告申し上げます。

初めに、1番目の平成25年度子育て支援活動についてでございます。本町では、さまざまな子育て支援活動を実施することにより、子育て世帯の孤立化を防ぐとともに、子育て相談の機会を設けることで、要保護児童の早期発見や児童虐待の未然防止に努めており、平成25年度におけるその実績等についてご報告をいたします。

まず、地域子育て支援センターの事業として、つどいの広場でございます。つどいの広場は、生き生きプラザ斑鳩の子育てルームにおいて、乳幼児とその保護者のふれあいの場として、月曜日から金曜日と、第4土曜日の午前9時から12時、また、午後1時から4時まで開放をしております。日ごろは3歳までの乳幼児を対象としておりますが、第4土曜日と、夏休み、冬休み、春休みの月曜日を除く長期休業中におきましては、対象児童を小学校就学前までの児童としております。平成25年度は、年間開館日数255日に対しまして、児童6,739人、保護者5,619人、計12,358人が利用され、1日当たりの平均利用者数は約

48人となっております。

次に、子育て支援講座では、大学の先生や中央こども家庭相談センター、あるいは町栄養士会等から講師をお招きするとともに、ベビーダンスやミュージックケアなど親子で楽しめる催しも織りまぜながら、子育て世代の方を対象とした講座を12回開催いたしました。平成25年度では延べ465人の参加がございました。

また、毎月第2水曜には臨床心理士による心理相談、第4水曜日には子育て相談員による子育て相談を実施いたしました。平成25年度の相談件数は40人となっております。

次に、保育園における地域の子育て支援事業でございます。たつた・あわ、各園2回ずつ、子育てに関するテーマで家庭支援講座を開きました。参加者は、たつた保育園で138人、あわ保育園で172人となっております。また、たつた保育園では毎月第1・第3水曜日に、あわ保育園では第2・第4水曜日に園庭を開放し、地域の子育て中の保護者とその子どもたちにご利用をいただいております。利用者数は、たつた保育園で148人、あわ保育園で44人となっております。たつた・あわ両園の利用者数に大きな差がございますのは、園庭開放の一環として行っております移動動物園を、平成25年度においてはたつた保育園で開催したことによるものでございます。

次に、保健センターでは、生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、子育てに関する相談をお聞きする乳幼児家庭訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業でございますが、これを行っております。平成25年度では223人の訪問をしております。また、子育て教室を年24回開催し、乳幼児の子育て支援を行い、629人が参加されました。

次に、療育教室でございます。心身の発達の気になる就学前までのお子さんを対象に、毎週月曜日に生き生きプラザ斑鳩の療育ルームにおいて療育教室を開催するとともに、指導員によるお子さんの発育相談も実施しております。平成25年度の在籍人数は37人となっております。

以上、さまざまな子育て支援のメニューを組み入れ、家庭での密室保育を解消するための仲間づくりやグループづくりの場、また、子育て相

談の場を設け、要保護児童の早期発見や児童虐待の未然防止に努めたところでございます。

続きまして、2番目のネグレクト等相談見守り件数でございます。

平成25年度の斑鳩町のネグレクト等相談見守り件数、こちらは家庭数でございますけれども、以前から継続して見守りを行っております8件と、平成25年度に新たに通告のあった3件、合計11件となっております。その種別は、身体的虐待が3件、ネグレクトが8件となっております。ネグレクトとは、養育保護義務の怠慢でございます。例えば、適切な衣食住の世話をしない、病気になっても病院へ連れていかないなどの家庭でございます。

本町では、ネグレクト等、児童虐待対応のための体制整備といたしまして、子どもの置かれた状況を見極め、それぞれの子どもや家庭に最も効果的な援助を行うための情報交換、あるいは支援内容の協議を行う機関といたしまして、斑鳩町要保護児童対策地域協議会を設置しております。協議会には、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を置いておりまして、子ども家庭相談センター、中和福祉事務所、郡山保健所、西和警察署、また、町医師会や町歯科医師会、幼稚園・保育所・学校、町行政など、各関係機関の連携・協力のもと、要保護児童対策に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見、対応力の向上に努めているところでございます。また、平成25年度からは、新たに児童虐待等防止補助員による見守り活動も行っているところでございます。

今後におきましても、町の関係部署や保育所、幼稚園、学校などの担当者に対し、児童虐待の発見通告に関する周知徹底を図りますとともに、各関係機関が連携して見守りを行うなど、児童虐待の早期発見に努めることにより、虐待の深刻化を防止してまいりたいと考えております。

以上、子育て支援活動状況及びネグレクト等相談見守り状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただいま報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 2番目のネグレクト等相談見守り件数で、3、4、3、3やねんけど、これはずっと同じ家庭ということで。

福祉課長 3件、4件、3件、3件というふうになっておりますけれども、同じ家庭で継続的に見守りしている家庭もございますし、終結、解決をした、改善されたということで終結した部分もございますので、入れ替え等も中には含まれておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

中川委員 これそれなら実際に身体的虐待やそのネグレクト、何でこんなネグレクトって言うのか知らんけど、これは実際にその保護者が行っているってということでええのかな、この件数は。

福祉課長 おっしゃいますとおり、学校等々からの通告によりましてそういった状況であるということを確認させていただいた件数でございます。

中川委員 そうして見守りもしていただいているんですけど、各地では子どもさんが亡くなったりいろいろな事件があるので、そこまで至らないようにまた努力していただきたいと思います。

委員長 そうですね。この11件っていうのはつかめている11件であって、つかめていない部分がひょっとしてあるのかなと。そのつかめていないものをどう今後つかんでいくか、それが今委員がおっしゃったような事件にならないようにしていくっていう重要なことですので、また、子ども・子育て会議の中などでもいろいろ話も出てくるかとは思いますが、けれども、十分、どういう方策がとれるのかってことも、また、先進地などに学んで研究していただきたいと思います。

ほかに、委員皆さんのほうで何かございますか。よろしいですか。

( な し )

委員長 以上で終わらせていただきます。  
続きまして、4番目の議案第21号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について、理事者の報告を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療 議案第21号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）のうち、国保医療課の所管に係るものについてご説明申しあげます。  
課長

今回の補正は、先ほどご説明申しあげました精神障害者医療費助成事業の拡充に伴い、本町においても助成制度を拡充させるため、支給事務に要する事務費及び扶助費等の補正をお願いするものでございます。

補正予算書の予算に関する説明書7ページをお開き願えますでしょうか。まず、歳入でございます。第15款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金で、精神障害者医療費補助金を243万6千円増額するものでございます。

次に、9ページをお開き願えますでしょうか。歳出でございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、第5目医療対策費において、受給資格証の印刷製本費で2万円、電算システムの変更委託料で226万8千円、精神障害者医療費の助成金で529万6千円をそれぞれ増額するものでございます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
辻委員。

辻委員 県が半分もってくれるというのは、どの分、扶助費だけかな。その辺ちょっとわかりにくいので。

国保医療 県、今のところ、この予算で計上。  
課長 扶助費のほうにおいて県が半分もつということなんですが、町の持ち出しの中では、いわゆる受給者の定額の負担分を町が一部肩代わりとい

うんですか、もっていますので、その分も含まれています。

辻委員 県がせっかく利用している、できたらこの電算のシステムとか、できたら県のほう、半分もってくれたら一番ええねやなというふうな気がしますけど、その辺も。

国保医療課長 この補正予算を編成した時点では、電算システムのほうの回答が得られておりませんので、一応その分抜きで補正予算のほうを処置しておりますが、その後、県のほうからシステムの改修について回答がございまして、半分もつということで回答を得ています。

辻委員 一応これで結構ですので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかにこの件について、何かございますか。ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、この件につきましては終わらせていただきます。  
ほかに、理事者のほうから報告しておくことがございますか。 植村  
住民生活部長。

住民生活部長 私からは、斑鳩町社会福祉協議会の災害ボランティアバスについてご報告を申しあげたいと思います。

東日本大震災が発生した平成23年度から、被災されました大槌町の支援といたしまして、社会福祉協議会が毎年災害ボランティアバス、今年度は被災地支援ボランティアバスと銘打っておりますけれども、運行しております、今年度もこれを実施するものでございます。日程につきましては、8月7日の木曜日から8月10日までの日曜日の3泊4日を予定しております。活動内容につきましては、平成23年度にも参加をいたしましたけれども、菜の花を大槌川の河川敷に咲かせる事業、菜

の花プロジェクトといいますけれども、その河川敷等の除草等、整地活動を予定しているものでございます。

以上、社会福祉協議会が行います災害ボランティアバスについてのご報告といたします。

委員長 その他の報告は以上でよろしいですか。

ただいまその他の報告として社協の災害ボランティアバスの報告がございましたが、これについては何かございますか。特に質疑ございませんか。

( な し )

委員長 特にないようですので、以上をもちまして各課報告事項につきましては終了とさせていただきます。

続きまして、4番目のその他について、各委員より質疑などがございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。 宮崎委員。

宮崎委員 すみません、ちょっと1つだけお聞きしたいんですけど、保育所のね、給食の食材なんですけど、搬入されているところ、ちょっと教えていただけますか。

(「何か言うたらな。肉とか野菜とか」と呼ぶ者あり)

宮崎委員 野菜とかそういう。

委員長 食材などの確保をどのようにしているかということだと。

(「私が聞いているのは、青果組合となんかもうひとつあるというところで聞いているんですけど」と呼ぶ者あり)

委員長

どんなふうに食材を仕入れているかということですが、  
暫時休憩します。

( 午前10時32分 休憩 )

( 午前10時40分 再開 )

委員長

再開いたします。

休憩前に質疑のあった点について、その後、調査をしていただきました。  
答弁のほう、よろしく申し上げます。 本庄福祉課長。

福祉課長

今ご質問いただきました、青果組合のほかの搬入、仕入先でござい  
ますけれども、奈良日果さんのほうで搬入をいたしております。内容につ  
きましては、食育で利用するような、青果組合では入らないようなもの  
について奈良日果さんのほうに発注をしているという状況となっております。  
よろしくお願ひいたします。

委員長

よろしいございますか。よろしいですか。

( 「はい」と呼ぶ者あり )

委員長

ほかにその他について、委員皆さんのほうで何かございますか。よろ  
しいですか。

( な し )

委員長

ないようですので、その他についても終わらせていただきます。  
それでは続いて、継続審査案件についてお諮りをさせていただきます。  
お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員  
会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することに  
ご異議ございませんか。



( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう  
よろしくお計らいをお願いいたします。

それでは、これをもって本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一  
任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たりまして町長のご挨拶をお受けいたします。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

それでは、これをもちまして厚生常任委員会を閉会とさせていただきます。

皆さまどうもご苦労さまでございました。

( 午前10時44分 閉会 )